

平成 23 年第 3 回定例会 総務政策常任委員会

平成 23 年 10 月 3 日

鈴木（ひ）委員

最初に、総務局関係から一つお願いします。

はじめに、前回の常任委員会で新庁舎の耐震について、いろいろお聞きいたしました。今回、一番問題となっているであろう分庁舎についてちょっと議論したいというふうに思っております。

まず、先般、3月11日の大震災でございますが、新庁舎が大変今、ある意味で被害を受けたわけでございますが、分庁舎についての被害はどうだったのかお聞きししたいと思います。

庁舎管理課長

現在、本庁庁舎全体につきましてどのような影響がございましたか、現況調査を実施しているところでございますが、その中で分庁舎につきまして、分かったところで申し上げますと、屋上がございます塔屋、こちらのコンクリートブロック、これは非構造部材、構造体ではございませんが、こういったものにひびが見られた。あと、若干、各部材の方にひび割れが生じておりますが、建物の構造体自体にはひび割れ等の影響はなかったと、現段階ではそのように承知しております。

鈴木（ひ）委員

耐震診断としてはどのような結果なのですか。

庁舎管理課長

分庁舎につきましては、平成8年度に耐震診断を実施しておりまして、この場合に震度6弱を想定いたしましてどのような状況になるのか診断をいたしましたところ、大規模地震が起こった場合には、継続して庁舎を使用するためには今の段階で大規模な補強をしておかなければならないと、こういう結果でございました。

鈴木（ひ）委員

大規模地震とは震度幾つですか。

庁舎管理課長

私としては震度6、7というふうに思っております。

鈴木（ひ）委員

しっかり決めておいた方がいいですよ。大規模地震という言葉でもって何でもくられるのが、ある方は5強かもしれないし、しっかりお願いしたいと思います。

その中で、耐震診断が平成8年というのだから、もう大分たっているわけですよ、ある意味では。その後、耐震化に向けてどのような検討が今行われているのかお聞きします。

庁舎管理課長

本庁庁舎の整備ということになりますと、委員御指摘のとおり、まず耐震化が一番大きな問題となっておりますが、設備の老朽化、さらには4庁舎以外にも借上庁舎等がございますので、こういったものを集約できないか、さらに

は問題となっておりますこういった災害時におきます行政機能、例えば津波が来ても大丈夫なようにするためにはどうしたらいいとか、こういった総合的な検討が必要となっております。

このため、現在、平成 18 年 4 月に、県庁舎の再編整備に関する検討会議というものを設けまして、平成 22 年 3 月に県庁舎のあり方という形で取りまとめ、この際には耐震性が不十分であり、かつ老朽化が一番進んでおります分庁舎をまず建て替えまして、それを活用しながら次に新庁舎を改修するというような考え方を示させていただいたところでございます。

鈴木（ひ）委員

今お話しの中で、分庁舎を建て替えると、これはあくまでも県庁舎のあり方検討会での話なのでしょうけれども、これについては実際により議論は深まっているのですか。

庁舎管理課長

この分庁舎について検討を行っていましたところ、今年 3 月の地震を迎えまして、改めて先ほど申し上げました耐震性のみならず、本庁舎全体についてちょっと考える必要がございまして、今現在、このあり方の方向がそのまま行けるのか、それとも津波対策や庁舎の施設配置などを考えた場合にどういった形でやるのが一番良いのか、分庁舎を先行整備するということも含めまして、この県庁舎のあり方の見直しを検討しているところでございます。

鈴木（ひ）委員

今、私、とても大事な観点だと思っているのです。これでもって私、この質問はやめますけれども、なぜこれを、私はわざわざ質問させていただいたのかというと、結局、皆さん方の答弁、これは他の委員会もそうだけれども、震災はいつ来るか分からないと叫んでいるわけです。

ところが、いざこうなってみると、何年たってもこの結果が出ない。当然、財政の問題はあるだろう。ですけれども、県民に向かってこれだけのことを叫んでいながら、ある意味で中心的な役割を果たすこの県庁そのもの自体が危ないのだと、それもあり方検討会等々では、それを建て替えるべきだという話まで出ていて、その先から全然進まないというのは、私はいかなものなのかというような思いがございまして。

これはある意味では、分庁舎だけではなくて、今回の場合は、前回の常任委員会で私は指摘させていただきましてけれども、災害対策本部のあるこの第二分庁舎にしたって、結局は本来なら壊れてはいけない免震床が壊れるというような状況がある中で、本当に県民の中心となるべき県庁として、この問題というのはしっかりまた捉えていきたいというふうに思っていますけれども、局長に伺います。

総務局長

今課長の方からお答えしましたけれども、平成 18 年にあり方検討会で一定の方向性を出しました。ただ、その後 3・11、大きな地震があった。従来、分庁舎を先行してという議論をしていましたが、本庁 4 庁舎はどうするのだ、民間のビルに入っています、教育委員会のこともあります。全体を変えなければいけないということになりましたので、今、私どもは、まず、新庁舎について

もあり方検討会の中では免震補強という方向を出していますが、免震という耐震の仕方が有効なのか、新庁舎についてもその他老朽部分に手を入れなければいけません、そういう問題もあります。

それから、先ほどお話ししましたように分庁舎と新庁舎、仮に整備するとしてスケジュールをどうするのだと、さらには民間に入っているところをどうするのだと。それから、当面の対応として津波の対応をどうするのだと、それから施設の老朽化の部分についても時間など対応しなければいけない部分もありますので、こういったものを今、総合してあり方検討会もベースにしながら県としてどういう方向で整備を進めるのかというのを今、議論をさせていただいているところでございますので、できるだけ時間をかけない中で整備の方向性というものを出していきたいというふうに考えております。

鈴木（ひ）委員

できるだけ時間をかけないと言いながらも何年もたっているわけですから、一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

第2点目でございますが、私は頂いた資料を見ていて、市町村の広域連携における県の取組についてというのは、余り理解できなかったのです。そうしましたら、ちょうど10月1日の日経に、より詳しくこの内容について書いてあったので、ちょっとこれと3番目の住民基本台帳ネットワークシステム、そしてまた、県が所管しています共同運営システム、この三つについて総括的にちょっと二、三お聞きしたいというふうに思ひます。

日経新聞に基づいてお話しするので、違っていたら許していただきたいのですが、日経の10月1日の記事、このシステム図を見る限り、12町村がシステムを統合したと。その中でクラウドでもって全部やりましたと。これについては県としては、実質的に県のものではないけれども、事業組合がそういうものでやったのだと、こういうふうになっているわけ。

ところが、私が分からないのは、サーバーは、日立情報システムズの県内データセンターと書いてありますが、このデータセンターからつながる線というのは、どこにつながっているのですか。

市町村行政課長

このデータセンターにつきましては、最終的には14町村のそれぞれの端末につながるものでございます。

鈴木（ひ）委員

ちょっと言っている意味が分からないのですが、基本的に例えばここで書かれている住民の情報システム等々となってくると、これは当然、住基ネットと関わるわけですね。住基ネットそのもの自体というのは、ある意味で基本的に国なら国からの大きなLGWANというこういう大きな回線があって、どこかへ当然それがつながった中でそこから出てくるわけでございますか。

市町村行政課長

住民基本台帳ネットワークシステムと今回の町村情報システムは全く違います。住民基本台帳ネットワークシステムは、各市町村が整備する住民基本台帳、これのうち本人確認情報と言われている住所、お名前、性別、生年月日、これらの情報について県と市町村がネットワークで共有する、独自のネット回線で

共有するというものでございます。

今回日経新聞に載っていましたが町村情報システムは、市町村が本来、これまで市町村が様々なシステムを持っていた、これを単独で持つことが極めて不効率だ、ならば、そのシステムをみんなで共有しようということでございましたので、住民基本台帳が流れているシステムとこの行政情報の統合化は、根本から違うシステムだというふうな御理解をいただければ幸いです。

鈴木（ひ）委員

ですけれども、この中で出てきているものというのは、個別にそういう 14 市町村が持つわけですね。ところが、実際に県は県としてそういう情報は持っている。これに対するセキュリティとかまた責任というのは、一方的に事業組合というところが持つということだけでいいのでしょうか。

市町村行政課長

今回、県内の 14 町村が事業組合をつくって統合しようとする事務は、市町村の固有の事務でございます。例えば住民情報であるとか税の情報であるとかそういったもの。それぞれの市町村に対象者は違いますが、同じようなシステムで微妙な点が行政によって違いますので、それを統合していくことで効率化しようといったことなので、県の事務と統合しようというシステムではございませんので、この事業組合の事務については、その事業組合の組合長たる現在、大井町長が管理者になっておりますけれども、そこが責任を持ってセキュリティ対応をしていくということですので、私どもが今回の広域連携ということで御報告をさせていただきましたが、あくまでも一部事務組合という知事が許可権限を持つ組合の立ち上げに当たって、様々助言させていただいたということでごしまして、今回の記者発表を含めて運用については全て組合の責任で情報提供などがなされているという状況でございます。

鈴木（ひ）委員

さっきから何でこれを聞いているかということ、今後、例えば大地震とかまた先ほど津波のお話がありましたよね。そうすると、例えば持っている市町村のデータ、それと県なら県として所轄しているデータ、これは当然違うということですから、それで私も安心しました。

ですけれども、実質的にこれからこの中で、これは記事のことだから私がこれ以上、課長に言ってみてもしょうがないのだけれども、当然、これまた災害に対するシステムとかというクラウドの使い方がどんどん広がっていく。

そうすると、実質的にもう一つ、私が指摘させていただきたいのは、今度は市町村行政課ではなくてシステムの方ですけれども、これだけある意味で市町村がクラウドとして日本で初めてこういうシステムを立ち上げた。ある意味では災害対策もしていかなければいけない、していきますよというのもここで書いてある。

そうなってくると、県として今までのような一義的なもの、つかんでいる情報というのは、ごく僅かな状況の中で共同運営というものをしてきている中で、本当にコスト的にこういう形でどんどん広がっていくものを見過ごしていいのかという問題があるのではないかと私は思うのですけれども、それでいかがですか。

情報システム課長

クラウドの導入に当たりましては、経済性とかセキュリティ等のメリットがあると思います。神奈川県としましては、やはりクラウド導入に当たりまして、業務が一般的にアウトソーシング、要はクラウドの業務を出てそれで伝わっていくのかどうか。または、導入することによって、効率的に上がるのか、また経済性によくなるのか、そういうことを考えながら導入を進めております。

鈴木（ひ）委員

私は実は9月27日の日経新聞に、静岡が日本で初めて、震災に関する避難所から全部の情報を入れるクラウドを導入したと、1億6,000万円だそうですよ。こういう状況下になっていって、実は私が県内の14のそういうシステムが、全然データの的にもまた違うところなのだと私も安心したけれども、こういう活用がどんどんクラウドとしてなされる中で、県としては、今後方向性を見ながらやっていかなければならないのと思います。実質的にコスト等々と言うけれども、コストは断然安いことは間違いのないわけですよ。

そういう状況下の中で、せめて例えば、この前も課長にもお話し申し上げたけれども、実質的にそこの第二分庁舎の中にあるものの例えばアウトソーシングそのもの自体というようなものを震災のためのバックアップセンターとして活用する等を、ひとつまた御検討いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

では、政策局の方に入らせていただきたいと思います。

湘南国際村について伺います。

この報告書を見て、納得いかないことが1点あるのです。どんなのかというと、この湘南国際村協会の設立目的というのは、緑陰滞在型の国際交流拠点、湘南国際村の中核施設である湘南国際村センターの運営を行うとともに、村全体の管理、運営等を行うことを目的として設立と書いてある。

ところが、この中身のレポート、平成23年度事業計画とか全部見てみると、国際性豊って、国際性なんていうのはほぼ二、三行しか書いていない。私はそもそも、緑陰滞在型の国際交流拠点というふうに書いてあるがこのものの施設の使い方、また使用状況について、県としてはどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

特定政策推進課長

湘南国際村、まずは委員のお話ありがとうございましたけれども、一言で申せば緑陰滞在型の国際交流化、これを目的としているところでございますが、そもそもその目的というものにつきましては、昭和60年に策定いたしました基本構想の中での学術研究、また人材育成、技術交流、文化交流、こういった四つの基本的目的を持ちながら多様な交流を展開いたしまして国際社会に貢献する、そういった多目的な滞在型の国際交流拠点とするというふうに書かれていますところでございます。

ここのところは、中学、高校でありますとか、例えばお子様の利用を拡大するとか、そういったところにやや力点を置いた記述になっておりますけれども、これは平成20年度後半以降に景気後退等によりまして、それまで顧客でありました団体研修が減ると、そういった事態が生まれまして、新たな顧客ジャン

ルの開拓、そういったところに力点を置いていったというところを方向として表現をさせていただいたというようなことでございます。

鈴木（ひ）委員

課長の言っていることは確かに書いてある。例えば平成 23 年度経営目標の中でも企業の教育だとかいろんなところに力を入れていますと。僕が言っているのはそうではなくて、国際交流等との拠点としての役目というのはどうなっているのですかということを知りたいのです。

特定政策推進課長

国際交流等の拠点ということの意味とその実態ということでございますけれども、御存じのように村全体に、例えば湘南国際村センターをはじめ、IGES でありますとか、それぞれ世界に発信する拠点を誘致して今のような形があるわけでございますけれども、湘南国際村協会の管理しておりますセンターにおきましても、例えば国際的な学術会議を誘致するでありますとか、そういった活動を通じましてあの場所から国際交流の視点で政策を発信していると、そういったところがこのセンターの役割であるというように考えております。

鈴木（ひ）委員

例えば IGES を一つ例に取りましょう。IGES、私、中国の IGES の関係の方の報告会に出ました。そのときに来ている方はみんな神奈川県の方なわけ。そうすると誰も泊まらない。例えば稼働率は 56% と書いてあるけれども、戦略的に一体どうなっているんだと、ここは。失礼ですけれども、わざわざ好んであそこに泊まりに来る人はいないでしょう、行ってみたいという方はそんなにいらっしゃらないと思いますよ、ある意味で交通も不便なところですから。

そうなってくると、IGES とかと横文字は一杯ここに書いてあるけれども、そういうものは全部あったとしても、そういうこと一つ一つに対して戦略や国際性なんて何にもない。これは私、そもそもの設立目的というところからして一体どうなっているんだと疑問を持ちます。

例えば高校生、中学生の方がいらっしゃった中でも、国際交流という中においてそういうものがなされているのかどうか、検証というのはなされていらっしゃるのですか。

特定政策推進課長

あの施設におきます国際交流ということが実際どれほど進んでいるのかというところでございますけれども、例えば昨年度で申しますと、いわゆる国際会議、これを 16 回ほど開催しているところでございます。また一方で、あそこに入居しておりますかながわ国際交流財団におきまして、様々な例えば国連大学のプログラムでありますとか、ミュージカルでありますとか活動を進めてきているところでございまして、実は県といたしまして湘南国際村の発信強化委員会というのをつくり、入居機関あるいは近隣の施設の機関と会議を持っておりまして、その中で湘南国際村がどのような国際交流における発信ができていくのか、そういった企画、配慮を毎年度検討しているところでございまして、最近のところではホームページの作成をしています。そういった場を活用いたしまして検証をとということでございます。

鈴木（ひ）委員

課長もお答えそのものが、どこかに書いてあることなのでしょうけれども、私はこれを端から拝見させていただいて、本当にこういう事業でいいんですかと本当に思いますよ。これは県としてお金も出しているんですよ。かなり前ですから、今は違うのでしょうかけれども、国際交流拠点とは思えないぐらい、当時まだ回線なんかも光がどんどん引かれていた中においてISDNで、各部屋にインターネットのLANがなかったりとかという、笑えない冗談も私は何人かの方にお話しをさせていただきました。余り変わっていないという思いがいたしまして、どうぞまた課長、ここのしっかりとした設立目的、これについて方向性を示していただきたいということを要望しておきますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

続きまして、総合計画について、何点かお聞きさせていただきたいと思います。

新たな実施計画骨子案という中に、上から7行目から8行目にこう書いています。基本構想で見通した人口減少社会の到来や少子化の進行や高齢化の加速、国際化や情報化の進展、地域や家庭のあり方の変化などの将来の方向性に大きな変化は見られないことが分かりましたと書いてありますが、要するに何をもって変化が見られないと書いたのですか。

総合政策課長

基本的に前の基本構想で見通しました2019年をピークに、神奈川県が人口が減ることに対しては、ピークは若干遅くなると推測されますが、人口減少のトレンドそのものにつきましては変化がないというふうに認識したところでございます。

鈴木(ひ)委員

私はとても乱暴な断言だと思っているのです。何でも皆さん方は、少子・高齢化という言葉でもってくくってるかもしれないけれども、この中身というのが今変わってきているから社会が混乱しているのだと私は思っている。

例えば神奈川力構想、基本構想を出してきましたよ。もう二度と会うことはないだろうと思ったのですけれども、また出してきたわけだから、古いちょっとかびが生えているぐらいな感じになっているのだけれども、例えば少子化と高齢化と人口減少と書いてある。確かに、データをこんなところに出すのだったら、ただここに載せればいいと思うのですけれども、この中身というのは、今、全然違ってしまっているでしょう。

例えば、少子という中においては今、何が起きているのか。2004年から2007年ぐらいからどんどん増えているというのが若年層、若いお母さん方でできちゃった婚という形の中で、母子家庭の大変な増え方というのが多くなっていて、この方に対する対応を今後どうするのだという、それは非正規社員という問題もひっくるめて、大変にこういう、失礼ですが若いお母さん方でお子さんをお持ちの方の状況というのは、大変な状況になっている。ものすごく増えているのです。

では、高齢化はどういうことなのかというと、今、何が起きているのかというと、5世帯に1世帯は高齢化世帯、そして10世帯に1世帯は実は単身世帯なのです。それで皆様方もよく覚えていらっしゃる百何十歳にもなっている

ようなミイラになったような方が続々伝えられるようになってきたことから一気に無縁社会なんていうのが出てきた。

そうすると、確かに少子・高齢化というひとくくりで大きなのはいいけれども、この基本構想であるこのものの中によりそういうターゲットをしっかりと入れておかないと、実施計画なんていうのはとんでもない方向に行くのではないかというふうに私は思うので、実は質問をしているのです。

二つ目、国際化と情報化。これなんか、今日の新聞やマスメディアと同じように一気に円高という問題になっていて、今、ここに企業のことが書いてあるけれども、企業の空洞化というのが円高によって起こりつつあると。それともう一つは、この中でも書かれていますけれども、今、特にアメリカがまた今日も若者のデモがニューヨークから飛び火して今度はロサンゼルスに飛ぶのではないかというのがありました。国際的な問題として例えば若年層と高齢者に対する所得対比みたいなものが何倍にも広がっているというこういう問題が、実は国際社会という中で私たちにも必ず来る。こういう観点というのはどう捉えていращやるのか。

そして、もう一つは、産業構造の転換と働き方の多様化等々についても、どんどん所得格差という単純なものだけではなくて、多くの問題を抱え、パートの方々の問題も含めて政権交代ということもあつた中において、大きく私は変わっていると思うのです。

その中を、ここで見てみると、どうも何かエネルギーと東日本の震災及び福島第一原発のそういう観点からしっかりこれは書き直しますと。しかし他は変わらないなんていう、こういうむちゃくちゃな論理は、これでは私は通らないのではないかと思います、いかがでございませうか。

#### 総合政策課長

ただいま委員から御指摘がございましたとおり、神奈川県における1世帯当たりの人数というのは、平成17年から22年までの5年間で2.45人から2.35人へと減少しているという現実がございませう。また、単身世帯につきましては、同じく5年間で110万人から120万人と約10万人増加していると、そういうふうに推計されております。

現行の基本構想につきましても、こうした環境の変化につきまして地域や家庭の変化という総枠を設けまして、高齢者の世帯あるいは単身世帯、ひとり親家庭といったものが増加して、家族形態が大変多様化していると。それで社会的なつながりを持たずに孤立してしまう人が増えているという状況を踏まえまして、策定をしたところではございませう。

ただ、昨年度、総合点検という形で基本構想全体を点検していただきました。御指摘のありました社会環境の変化につきましても、一つ一つの項目を委員に専門の分担を設けていただきまして、精査いたしました。

確かに、差として拡大している要素というのは部分、部分で出ておりますけれども、そうしたことの全体のトレンドにつきまして、基本構想全面的に見直すことではないのではないかと、この基本構想に沿って引き続き取組を進めていいのではないかと御判断を頂きましたので、私どもはそのように現時点では考えているという状況です。

鈴木（ひ）委員

何か論点が余りかみ合わないのだけれども、要するに私が言いたいことは、この多様な社会の中でそう断じていいんですかと、この多様な社会の中でもって変化はないと。だけれども、今の課長の答弁からすると、基本的にはそういうことは承知した上での答弁であると捉えていいですね。

総合政策課長

変化のトレンドの内容につきましては、非常に社会、例えば景気の循環等も含めたある程度の波が出てまいります。短期的な波というのは当然出てまいりますし、あと長期的なトレンドにつきましては昨年度の総合点検におきまして点検していただきましたので、基本的にはこの方向で考えております。

鈴木（ひ）委員

少子化、高齢化という中で、例えば今言ったように、私が単身世帯の増加、そういうもの等々で社会的に大きな変化があったのでしょうか。そうしたら、この書かれている文章そのもの自体が違うのではないですかと思いますよ。それを踏まえた上で、そういう観点からも取組をしてくださるのですねということを知っているわけ。全体がどうのこうのだと言っていない。要するに、特にこの中に出てきている柱、このことについては、そういう観点をしっかり入れて見ていただかないと、社会は大きく変わっているのではないのということを知っているわけ。

だから、全体で、軽かったらどこかに振ったとか振らないとか、それは私からすればどうでもいいことであって、今、この中でこのように実質的に変化がないというふうに見られない。今大きな変化は見られないということが分かりましたと書いてあるけれども、分かりましたではないでしょうか。これは変化が見られるんでしょうと。こういった面を今、お話し申し上げたんですけれども。

政策調整部長

ただいまの課長が答弁しておりましたのは、昨年度、総合計画審議会等におきまして神奈川を取り巻く社会環境の変化といったようなものがどのように変わってきたか、計画づくりの大本はやはり人口の動向でございます。またその人口を支える生産年齢、雇用の問題、それから産業の構造の問題等でございます。また、委員お話しのとおり、同じ人口の構成の中でも高齢化の問題等、あるいは少子化の問題等がございます。

また、私どもはその一方で、国際化、情報化といったものも分析をしていただきました。平成 19 年にこの基本構想を策定して、4 年間の時間軸の中で多少もちろん移動はございましたけれども、基本構想はおおむね 20 年を見越した大きな長期スパンのビジョンでございます。そうした中で、当然人口の動向であるとか、あるいは高齢化の進行であるとか、ある程度そこは見据えていたわけございまして、そこの部分については大きなトレンドにおいては変更がない。こういうことで総計審からもお話しいただき、またこの 3 月にも議会にも報告しております。

鈴木（ひ）委員

今の部長のお話で、私はなぜこんなに食い下がっているのかというと、基本

的に今、おっしゃった例えば人口のトレンドは変わらないが、人口のトレンドと同時に、その中身というようなものは検証してなかったら誤った政策を行ってしまう可能性があるでしょう。私がしつこく言っていることは、例えば単身世帯の増加、実は人口はどんどん減っている。逆に世帯は増えている。こういう状況下の中において、社会では何が起こるのか。例えばオレオレ詐欺、また無縁社会、もう明確に無縁社会なんていうようなものは、きちんとしたターゲットとなっていなければいけないわけです。そういうものの中で、ただただ一方的に人口が増えるだけの減るだけのみたいなものだけでいいんですかということが私の言いたいことです。特に、今、部長が20年なんていうスパンをおっしゃるのだったら、私はもっと言いたいことは一杯ありますよ。こんなものではない。ひょっとしたら神奈川県だってないかもしれない。そういうことでしょう。

だから、とってもこれなんか見てみると、実績、ここに書いてあるターゲットそのもの自体いろいろ書いてありますけれども、この先、もう一度見直しというものがあるのであるならば、そういう社会構造というものをよりきちんとした情勢を捉えて書かないと、それはあなた方、総計審がどうのこうのといったって、では、何のために議会があるのか分からない。我々、現場の話をそのまま言っているわけだから、それもまた一つ、加味してもらいたいというのが今の私の質問なんですよ。

政策調整部長

この単身世帯の動向については私もよく把握しております。また、昨今問題になっております高齢化の孤独死の問題、あるいは地域コミュニティの弱まりといえますでしょうか、この前の社会の問題点が出てございます。

今回、私どもの方は基本構想につきましても、この見直しの一環としてメンテナンスをしながら取り組んでいくということを申し上げました。そういった視点も踏まえて、基本構想についても点検作業をやっていくということでございます。

鈴木（ひ）委員

点検作業とか言わないで、それはしっかりとまた今の角度からも一応考えてやってくださいよ。

その中で、一つ私が気にかかることは、岡崎知事が代わった際には2年間かけて基本構想を改定して、松沢さんの政権に代わったときは、1期目で基本構想を引き継ぐ形で目指す姿という形で出されたというように思っているのですが、私の印象ではこれは議会答弁なんか聞いていたって、明らかに松沢さんの考えとは実質的には県運営のニュアンス等とは全然違うのではないかというふうに思います。

そういう意味で、ある意味で、政権交代という言葉がいいのかどうか分かりませんが、知事が代わったという形の中では、実施計画等々において、どのようにこういうようなことを反映させていこうと思っていらっしゃるのか聞かせてください。

総合政策課長

今回の総合計画の策定等に当たりましては、黒岩知事が掲げております、いのち輝くマグネット神奈川の実現に向けまして県民の命を輝かせるといったも

のを引き付けるマグネットの地域づくりを進める。こういったことを県民に総力戦で進めていくという視点を取り入れて策定を進めてまいりたいということを考えております。

鈴木（ひ）委員

よろしくその点はお願いしたいと思います。

あわせて、私は実質的に、当然、総合計画の策定等においてまた、神奈川力構想という名称自体は変更になると思うのですけれども、どうでしょうか。

総合政策課長

総合計画の名称につきましては、今後、議会や県民、市町村など、幅広く御理解をいただく中で知事が最終的に判断されるということでございますので、計画策定の全般を通じて検討、あるいは調整を図ってまいりたいと考えております。

鈴木（ひ）委員

神奈川力構想という名前だけは、もっと前向きな御答弁を頂きたかったのですが、局長いかがですか。

政策局長

ちょっと数字が遡って恐縮でございますけれども、今回の神奈川力構想の点検というものについては、既に3月の時点で総計審査めてそこで整理がなされているということを実は前提としてございます。これは、それまでの間の議論があって、例えば人口減少社会についての一つのトレンドの見方ですとか、あるいは国際化についての動きですとか、ただ、委員御指摘のその中のいわば構想が変わるということについては、当然時代の変化ですから、これある意味では当然の姿でございますので、そういったものをどうやって受け止めるかは、少なくとも問題提起としては、私どもきちんと受け止めていきたいということを最初に申し上げておきたいと思います。

それからもう一つ、今、名称の問題につきましては、ある意味では、今委員御指摘のことについてもきちんと我々とすれば受け止めて、それについてしっかりと議論をしていくといった形で進めていきたいというふうに思っております。

鈴木（ひ）委員

では、続きまして、今議会で、県有地、県有施設の一層の効率的な管理というようなことが叫ばれていたように思います。

そういう中で前々から私も気に掛けていたんですが、知事公舎の建設予定地の今後の取扱いについて何点か聞かせていただこうと思います。

一つは、知事公舎においては、外部有識者等による知事公舎建設検討会において検討がされて、平成17年3月に報告がなされたと承知しています。このときの検討会では、知事公舎の必要性についてどのような報告がなされたのか、確認をさせていただきます。

政策総務課長

知事公舎の建設検討会から頂いた知事公舎の必要性に関わる報告ということでございますけれども、まず、基本的には、知事は大規模災害等が発生した場合に速やかに登庁して、災害状況を把握した上で、医療救護ですとか緊急輸送、

物資の確保などの応急対策基本方針を決定しなければなりません。また、必要に応じて自衛隊派遣を要請いたしますとか、初動時において非常に重要な役割を担っております。

そうしたことから、知事がその役割を十分に果たすためには徒歩でも登庁できる位置に知事公舎が必要という御提言を基本的な部分で頂きました。その上で、これが基本でございますけれども、これと併せて2点ほど御報告を頂いております、それまで厳しい財政状況から建設が見送られてまいっております。

そうした経緯を踏まえますと、建設時期については県当局で慎重な検討が望まれるということ、もう1点は、直ちに建設に着手をした場合においても最短でも2年間ほどの工期がかかりますので、それまでの初動体制の確保が課題となることから、県庁近くに民間マンションを借り上げるなどの対応も検討する必要があると、こういった御報告を頂いているところでございます。

鈴木（ひ）委員

分かりました。それでは、長い長い年月、建設凍結の状態が続いているわけですが、その理由はどうなのですか。

政策総務課長

凍結の理由ということでございますが、これは平成18年度の当初予算の編成の際に設計費を計上させていただきました、この御審議の中で、厳しい財政状況というのは変わらない中でございますけれども、建設時期については改めて議会にお諮りをすることとしております。その後、御案内のとおり財政状況は依然として厳しい状況が続いておりますことから、現時点まで建設を凍結しているという状況でございます。

鈴木（ひ）委員

それでは、私は一つ心配しているのは、このように凍結がされている。だから建設の予定地の管理とか民間の住宅の借り上げということを知事はやっていらっしゃるわけですが、ちょっと資料を見たところ、今お暮らしの家賃が58万円で、県の規則で4万5,400円自己負担するとか書いてあるわけですが、私は早い話が、実質的に建設予定地はそのまま更地になっているわけですが、これに対する実質的なコスト、早い話が例えば草がぼうぼうになっているのかとか、しばらく私は見ていないから分からないから、土地と実質的にマンションにお住まいの知事の県費の負担は、年間どれぐらいになるのでしょうか。少し細かくそこを教えてくださいいいですか。

政策総務課長

まず、建設予定地の管理経費でございますけれども、これは年一、二回用地内の草刈り等を夏を中心に実施しております、本年度の予算額で申しますと42万7,000円でございます。過去に遡ってみましても、ほぼ大体その程度の額でございます。

あと、借上げにかかる経費でございますけれども、これは現在知事が入居中の公舎につきましては、先ほど委員のお話にもございましたように、月額58万円、年間で申しますと今年の4月から入居してございませぬけれども、年間で申しますと約700万円でございます、過去においては松沢知事の時代に民

間マンションと一戸建てと2回入っておりますけれども、最初の民間マンションのときには1,000万円から1,300万円ぐらいの経費で、一戸建てのときは950万円で、今回700万円というような形になっております。

鈴木（ひ）委員

実質的に長年、先ほどの県庁舎の建て替えと同じように延ばし延ばしにずっととなっているこの土地の問題ですけれども、私もホームページ上では2006年2月14日の松沢さんのあの会見が最後のつもりでこれを見ていたのですけれども、今、課長がおっしゃったように、草がぼうぼうで誰かが入ってしまうのも防犯上よろしくないわけで、それで実は県の職員が月に何度かその巡回もしているとかというのですが、これらに違うコストが当然かかっているのでしょうかけれども、私は、これはもうそろそろしっかりとした方向性を出さなければいけないのではないかと思いますけれども、どうなんですか。これは局長にお聞きした方がいいんですか。

政策総務課長

そういういろいろお話がございますが、基本的な認識としていたしましては、大規模地震などの事象が発生した際の危機管理における初動体制の確保のためには、県庁近くに知事公舎が必要であるという考え方には変わりはありません。

特に、この3月に発生いたしました東日本大震災などを踏まえますと、初動体制の確保の重要性というのはますます高まっているかと考えておるところでございます。

一方で、建設凍結の理由であります本県の財政状況、これは依然として非常に厳しい状況でございますし、また、東日本大震災の影響ですとか、この委員会でもいろいろ出ております円高の関係、あるいは海外経済の減速懸念等々を踏まえますと、今後にわかに本県財政が好転するともなかなか考えづらいのかと考えております。

こうした中でございますけれども、建設凍結が長期化するという状況は、やはり県有施設の有効活用、こういった面からは必ずしも望ましい状態ではないと我々も考えておまして、現在、全庁的に地域防災計画をはじめとする災害対策の検討というのも行っておりますので、こうした検討状況を踏まえる中で民間借上げとのメリット、デメリットですとか、財政状況ですとか、そういったものを勘案しまして、県有施設としての知事公舎の必要性について改めて検討してまいりたいと考えております。

鈴木（ひ）委員

これ以上、私も申し上げませんが、どうぞまたいたずらに先延ばしにしないで、是非ともこの問題についての結論をなるべく急いでお願いしたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

最後に、総合特区について何点か聞かせてください。

私は前回の第2回の定例会で、集積した企業、クラスターが、企業が開発に成功して特許など知的財産権を取得した場合、その知財権というのはどういう扱いになるのかということについてお聞きをいたしました。そのとき、担当の課長からは、御心配のとおり知的財産権をどう扱うのか、データベース化し、

コーディネートをどこにするのか検討しているところであるという答弁があったと承知しています。

私は少し、この知財権についていろいろと調べて見ました。そこで、大変にこの知財権の問題についてはある意味でとても、今日、書類を頂いて殿町、末広町、そして福浦町と三つの拠点を入れながら、大変大規模なライフイノベーションという形で伸展するようでございます。

そうなってくると、実質的にこの知財権の問題、ある意味では所属する企業に所有権とまた実施権というのが帰属するわけですけれども、特区構想とはいえ、結局それによって一企業が栄えてしまうようなことというのは、県が想定している所有権の帰属等とどのようなものなのだろうと、それはちょっと間違えてしまうと、ひょっとしたら大きな大きな企業等々がどんどんと来た中で、例えばバックグラウンドIPとかワードIPってあるんですけれども、そういうものを全部入れた中で小出しにしたり、それによって中小企業が育たないとかというものがあるのではないかという思いがしまして、実際、方向性ということについては、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。その後の進捗状況がありましたら教えてください。

特定政策推進課長

総合特区における知的財産権の取扱いのその後の検討状況ということでございますけれども、前回も委員会におきまして、先ほどお話がありましたようなお尋ねを頂きました。

委員お話しのとおり、この総合特区内で行われますいわゆるクラスターを形成した共同研究、この共同研究開発自身は互いの企業の技術でありますとか、資金に制約があるときに大変有効な戦略でございますけれども、一方で、委員御心配のように、例えば出来上がった知的財産に関する権利の配分でありますとか、また、その研究自身にお互いが持ち寄るノウハウですとか、それぞれの特許、こういったところに御心配がありましたようなバックグラウンドIPのいわゆる出し惜しみの問題ですとか、そういうことがございます。

こういったことのいわゆる課題解決をきちんと図るような仕組みをつくっておかないと、一方で今、世間全体ではこういう知的財産の取扱い、特に大企業におきましては、かなり契約に関するノウハウとか蓄積されているところでもあります、ベンチャーでありますとか中小、こういったものは、ある意味でおいしいところだけ持っていていかれて、結局は分配を受けられないとか、そういったようないろいろなトラブルが生じることもございます。

具体の検討状況でございますけれども、実はまだ今、申請段階ということで、こういった機関などでは、そのコーディネートを担うということがまだ明らかにできる段階ではございませんけれども、総合特区周辺につきましては、例えば知的所有権センターの機能を担っておりますKASTでございますとか、県立図書館もございまして、ただバイオビジネスネットワークの運営、これは293ほどの固まりでございますけれども、それを担っていらっしゃる木原財団、こういったところの機能をいろいろお名前も挙がる中で、どのようなそれぞれの得意分野がございまして、生かせるのか、それでまた例えばプラットフォーム的ないわゆるR&D拠点の形成に向けたコーディネート役の仕組みを検討す

る中で、こういった今名前が挙げられた方々の機能をどこかで生かせないかという、そのような検討をしている段階でございます。

鈴木（ひ）委員

頂いた書類の中には、今後の例えば長期スパンを見た形での雇用が何万人とかと出ていましたけれども、私はこれはある意味で、しっかりとした中小企業の方々の特区に対するメリットって還元がないとおかしいと思うのです。その中で今、課長のお話がありましたけれども、共同開発のコンソーシアム、すごく今はやっているのですけれども、コンソーシアムの中でも今おっしゃったように、よしあしがあって、大企業の方だとバックグラウンドIPそのもの自体を出しませんよ。ベンチャーがこっちに入ってきました、中小企業も入ってきましたとなると、今度、今IPフォワードという、実績に何かの一つの結果が出た情報について、誰がその特許権を持つんだというような問題がすごく今、世界的に起こっているようです。

これだけある意味でライフインベションという、それこそこの国でも、ひょっとしたら神奈川県だけではなくて、全国、全世界どこでも、こういう一つの総合特区を目指したわけでございますから、まずは、私も中小企業の方々の一つの進出も含めて、是非とも今、バックグラウンドIP、またはIPフォワードも含めた形で、コンソーシアムの進め方ということについて、御検討をいただきたいというように思うのです。

もう一つは、例えばベンチャーランドを設立をして、そういう企業が今度これから入ってくると、ライセンス等々ということについていろいろな問題が生じてくると思います。

今、TLOといって株主資本と言われるエクイティというわけですが、これの分配が今行われている状況下の中で、もう一つこれに対して、例えば県として、今までの貸付制度ももう一つ開いたような形でエクイティファイナンスというのですが、新株の発行みたいなどころまで何かが、例えば第三者機関をつくって、そういう一つの育成というようなものについても一歩足を踏み込んでいただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

特定政策推進課長

今お話がありました、ベンチャーのいわゆる資金的な問題のところのバックアップというふうなことの話だと思いますけれども、確かに共同研究開発を巡りましては、先ほどの互いの権利義務との問題もありますが、そのベンチャーそのもの、共同研究開発そのものを支える例えば資金の不足、あるいはその中で起きる紛争のいろいろな処理といった、そういったこの仕掛けそのものの解決しなければいけない問題が、いろいろ今後も想定されるところでございます。

現在、総合特区の中では、いわゆるベンチャー一つとりますと、例えばベンチャー企業に対するいわゆる法人投資家の投資の優遇減税でありますとか、そういったことも今、特区の特例措置として申請をしているところでございまして、これがまた県の施策としてどういう形で反映をさせていくのかというところは、まだ、これからの検討となりますけれども、まずは国に対して、そういった税制そのものという形の中から資金面でのバックアップを考えている、そういう提案をしているところでございます。

鈴木（ひ）委員

とってもマニアックな質問になって恐縮でございますが、基本的に今、私が申し上げました一つ、コンソーシアムの形成と、今そのコンソーシアムに対して入ってくる方、ベンチャーも含めた中小企業の方々に対する対応をしていかないと、とても対応方がこれから難しくなっていくというふうに思います。もちろん、これは準備されての話でございますから、ただ、その準備段階でのお話でございました。是非とももう一歩進めていただいて、大変難しいハンドリングになるかと思うのですが、川崎市、横浜市も入っているわけでございますから、コミュニケーションをとっていただいて、しっかり進んでいただくことをお願い申し上げまして、質問を終わります。